

戸口収集支援事業の御案内

ごみを集積所まで出すことが困難な高齢者及び障がい者等に対し、ごみ出しの負担を軽減することで、在宅での生活を支援するため、ごみの戸口収集を行っております。

対象者

自分でごみを集積所まで出すことが困難な、下記①、②のいずれかに該当する方の世帯で、他の人の協力を得られない市内在住の方。

- ① 介護保険の認定(要介護1～要介護5)を受けている方。
- ② 障がいのある方(障害者手帳を取得している方)のうち、必要と判断した方。

※ ①、②に該当しない同居人がいる場合は、対象となりません。

収集日

地区名	燃えるごみ 週1回	燃えないごみ・有害ごみ・資源物 月1回
東習志野・実籾・ 実籾本郷・新栄	火曜日	第1回目の月曜日
屋敷・泉町・大久保・ 本大久保・花咲	水曜日	第2回目の月曜日
鷺沼・鷺沼台・ 津田沼・藤崎	木曜日	第3回目の月曜日
袖ヶ浦・香澄・芝園・茜浜・秋津・ 谷津・谷津町・奏の杜	金曜日	第4回目の月曜日

- ※ 1. 収集日が祝日の場合は、燃えるごみは翌日収集します。燃えるごみ以外は、直近の燃えるごみの日に合わせて収集します。
2. 祝日等により収集日変更の際は、事前に利用者へ通知します。

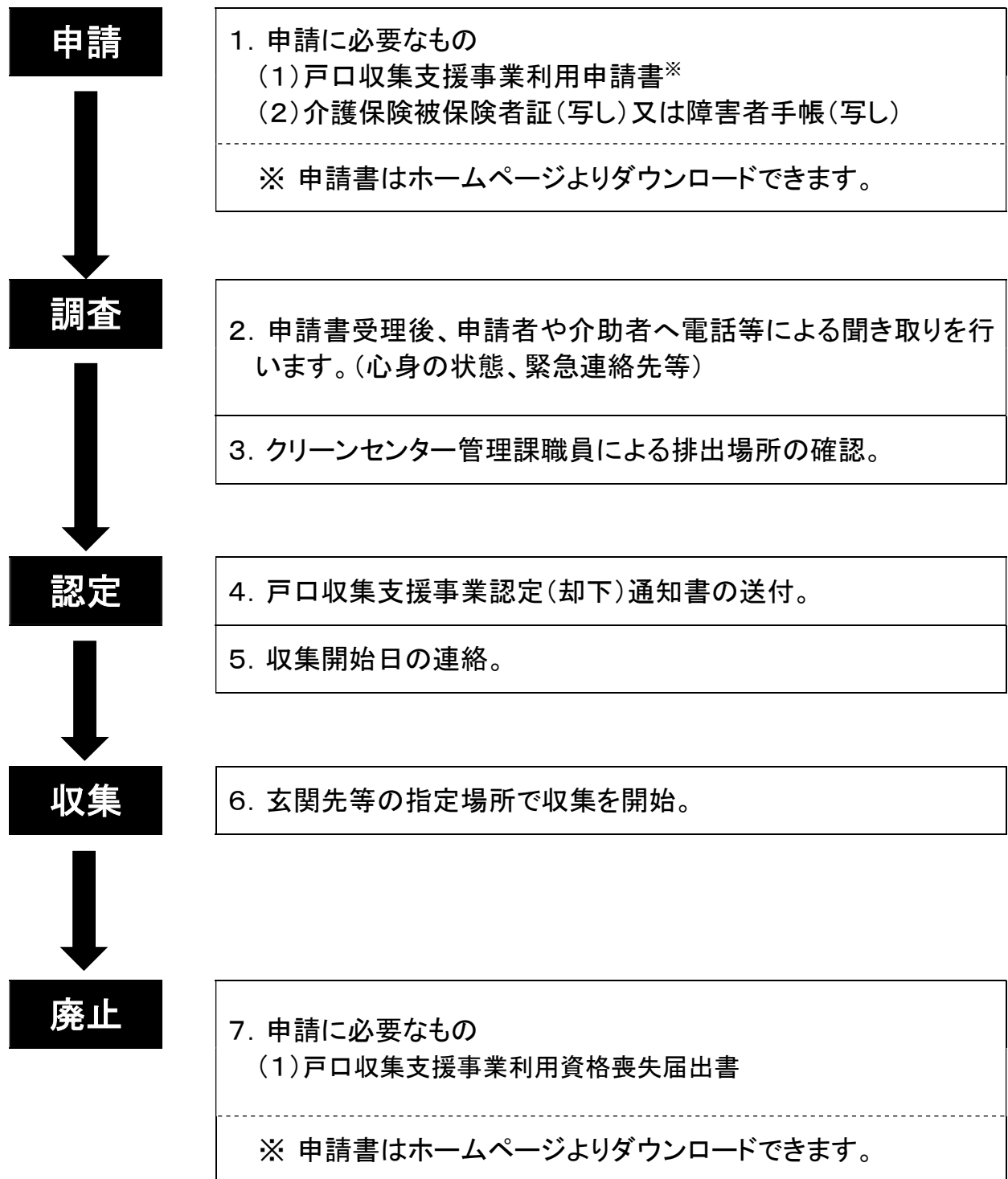
収集方法

収集日の朝8時までには、玄関先等の指定の場所に出してください。

備考

- ・ごみ出しが数回にわたり確認できない等、ごみ収集の際に生じた不明な点については、緊急連絡先等に確認します。
- ・担当のケアマネジャー、連絡先等申請内容に変更がある場合は、必ず御連絡ください。
- ・令和4年5月2日要綱改正に伴い、入院等で利用を一時停止する場合は、担当課へ連絡していただくこととなります。また、転居等で利用資格を喪失する場合は、利用資格喪失届出書の提出が必要となります。

収集開始までの流れ



問合せ先

クリーンセンター管理課	047-453-5374
-------------	--------------